

## 石岡市新型コロナウイルス関連融資応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等の減少により公的融資制度を活用し企業活動の推進や事業継続に取り組む中小企業者の皆様に支援するため、公的融資等の申込者に対し、新型コロナウイルス関連融資応援給付金を交付します。

※令和2年2月1日から令和2年12月31日までに、新型コロナウイルス感染症に係る公的融資等の融資実行分が対象です。ただし、セーフティーネット保証5号は令和2年3月6日以降に石岡市から認定書の発行を受け融資実行を受けた方が対象です。

給付金額

10万円

A  
参考

公的融資等が記載されていますので、ご確認ください。

※給付金の交付は、1中小企業者1回限りです。

受付期間

令和2年8月24日（月）～令和3年1月29日（金）まで

※令和3年1月29日（金）当日消印有効

※予算額に達した場合は、その時点で給付金の申請受付は終了となります。

交付対象者

- 石岡市内に主たる事業所を有する中小企業者又は個人事業主
- 給付金の申請日において、市内で事業を営み、今後も事業を継続していく意思があること
- 市税を滞納していないこと
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が前年と比較して5%以上減少し、令和2年2月1日から令和2年12月31日の期間内で公的融資等の融資実行を受けていること
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関りを持たない者

申請方法

郵送又は窓口申請 ※新型コロナウイルス感染症対策のため  
郵送申請にご協力をお願いいたします。

【宛先】

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 商工課 宛

[ホームページ](#)からダウンロードしてください。

申請書

申請書は、市役所本庁舎（商工課）、石岡商工会議所、石岡市八郷商工会でも受取れます。



## 提出書類 下記【1】～【7】

書類に不備がある場合、交付までに時間を要することとなりますのでご注意ください。

### 【1】 「申請時チェックリスト」

- ・チェックリストの項目をご確認のうえ、「申請者チェック欄」にチェックをし、必ず申請書に添付してください。

### 【2】 「新型コロナウイルス関連融資給付金交付申請書」 (様式第1号)

- ・「振込先欄」に不備がある場合、給付金の入金が出来ませんので、記入間違いがないよう作成してください。

### 【3】 「新型コロナウイルス関連融資申告書・誓約書」

- ・申請者の「主たる業種」を必ずチェックしてください。
- ・「新型コロナウイルス関連融資申告書・誓約書」の記入例裏面の、「公的融資等区分」「融資実行期間」をご確認いただき、主たる融資機関と融資名をチェックしてください。
- ・「誓約・同意事項」を必ずご確認のうえ、記名・押印をしてください。

### 【4・5】 公的融資等の融資実行が確認できる書類の写し

※融資実行機関、融資実行日、融資名等が分かる書類

#### 【例】

- ①信用保証委託契約書
- ②融資申込書
- ③保証決定のお知らせ
- ④融資決定通知書
- ⑤各金融機関との契約書 など
- ⑥上記「融資実行」の入金が確認できる書類 (通帳の写し)

### 【6】 申請日時点で、市内で事業を営んでいることが確認できる書類

※セーフティーネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定書を石岡市から受けている場合は提出不要です。

- ①個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- ②履歴事項全部証明書
- ③営業許可書の写し
- ④賃貸借契約書の写し
- ⑤HPの会社案内 (市内所在地が分かるもの)
- ⑥公共料金の支払い領収書の写し (3ヶ月分必要となります)

法人：②と③～⑥のいずれかを提出 個人：①～⑥のいずれかを提出

### 【7】 給付金の申請者名義の預金通帳の写し (給付金振込先)

- ・通帳を開いて1～2枚目の写し
- ・ネット銀行の場合は画面データ



## A 公的融資等一覧表

公的融資等区分	融資制度名
1 茨城県信用保証協会	(1) 経営安定関連保証 (2) 危機関連保証
2 茨城県融資制度	(1) パワーアップ融資（4・5号） (2) 新型コロナウイルス感染症対策融資 (3) 中小企業事業継続応援貸付金
3 日本政策金融公庫	(1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (2) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (3) 新型コロナウイルス対策衛経融資（生活衛生改善貸付） (4) 衛生環境激変対策特別貸付 (5) 新型コロナウイルス対策マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
4 商工組合中央金庫	(1) 危機対応融資
5 日本政策投資銀行	
6 (独) 中小企業基盤整備機構	(1) 特例緊急経営安定貸付

※給付金は、令和2年2月1日から令和2年12月31日までに新型コロナウイルス感染症に係る上記融資が実行された方が対象です。

※セーフティーネット保証5号の融資実行については、令和2年3月6日以降に石岡市から認定書の発行を受けた方とします。

## B 申請者名義の口座の通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにスキャン又は撮影してください。

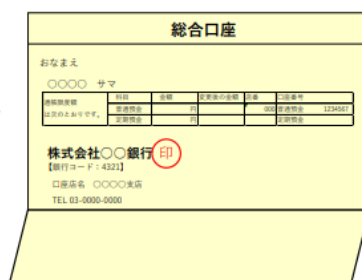
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のおモチ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳のおモチ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

# 主な Q & A (詳細は市公式ホームページをご確認ください)



## Q1 応援給付金の対象となる中小企業はどのような業種ですか。

中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する中小企業者になります。このため、農林業や金融業・保険業など、一部の信用保証対象外業種のみを営んでいる方については、支給の対象になりません。

## Q2 石岡市外に本社（主たる事業所）があり、事業所の一部が石岡市内にある場合は対象者となりますか。

対象となります。法人は、履歴事項証明書に記載された本店の所在地又は事業実態のある事業所が市内にあることが条件となります。また、個人事業主においても、主たる事業実態の事業所が市内にあることが条件となります。

## Q3 複数の融資を受けている場合は、どのように申請すれば良いですか。

複数の融資があるときは、融資額の多い融資機関と融資名を選択し、必要書類を添付して申請してください。ただし、給付金は1中小企業1回となります。

## Q4 国の持続化給付金や石岡市中小企業等事業継続給付金など、他の給付金の支給を受けている場合は、本給付金の支給対象となりますか。

国、県、石岡市の他の給付金を受けていても、支給の対象となります。

## Q5 セーフティーネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定を受けて民間金融機関による信用保証付融資を受けた場合は、本給付金の支給対象になりますか。

石岡市でセーフティーネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定を受け、融資実行を受けたものは支給対象となります。

## Q6 給付金が振り込まれるまでどれくらいの時間がかかりますか。

申請書類に不備がない場合、申請書が到達してから2週間程度で指定口座へ入金いたします。

申請先及び  
お問合せ先

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1  
石岡市役所経済部商工課  
TEL：0299-23-5501 FAX：0299-24-5358

